

合併特例区協議会委員

月額18万7500円

// 区長

月額63万6300円 (ボーナス・手当あり)

植木町や城南町住民からも議会に陳情

月に数回の勤務で高額報酬は見合わない！！

6月市議会には、合併特例区協議会委員や区長の実態に見合わない高額報酬を見直すよう住民から陳情が寄せられ、日本共産党市議団は「日額制へと改め、実態に見合った報酬へと改善するよう」求めました。

熊本市との合併に伴い設置された合併特例区。熊本市内には現在、富合町、植木町、城南町にそれぞれ合併特例区が設置されており、区長には元町長が、そして協議会委員には元町議が幸山市

長により任命されています。

特例区協議会委員の役割は、月一回程度の協議会への参加、広報部会など各部会の活動や、ボランティア的な卒業式や入学式など地域行事への出席などです。

日本一高額な特例区報酬に対しては、住民監査請求が行われ、協議会委員報酬は25%減額され月額18万7500円に。区長報酬も10%減額され月額63万6300円(ボーナス、各種手当あり)が支給されています。

全国的にみても熊本市の合併特例区報酬は高額

市町村名	協議会委員の報酬
熊本市(富合・植木・城南)	月額 18万7500円
北海道士別市	日額 5000円
北海道せたな市	日額 4000円
福島県喜多方市	年額 3万円
岡山市	月額 10万円
宮崎市	なし(費用弁償のみ 3000円)

左の表は、全国の合併特例区協議会委員の報酬の比較です。日額としていところもあれば、宮崎市のように報酬を「なし」としているところもあります。

熊本市の特例区報酬は、断トツの高額です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 712

2010年6月13日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム: http://www.jcp-kumamoto.com/

*2010年1月からの市議会だよりは新しいホームページにあります。

日額報酬に改め減額を！

「月に数回勤務で、月額報酬は違法」～大阪高裁判決

滋賀県が労働、収用、選挙管理の各行政委員に、月2回程度の会議に出席するだけなのに毎月定額の報酬を支払うのは違法として県に報酬支出差し止めを求めた訴訟で、大阪高裁において「大半が違法である」との判決が示されました。岩田好二裁判長は「各委員の勤務実態は年間30日程度で

非常に少ない。月額報酬では勤務量に応じた対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給するとした地方自治法の趣旨に反している」との判断を示しています。



熊本県においても行政委員の報酬は日額を基本に改善！

熊本県は、教育、選挙管理など行政委員会の非常勤委員の報酬を月額制から日額を基本とした制度に見直すなど、委員の活動実態を踏まえた報酬体系へと改善が図られて

います。

こうした県の取り組みにも学び、熊本市における合併特例区報酬も日額制へと改善し、減額すべきです。

市民アンケートの切実な声

(控室から) なすまどか

いま、共産党市議団の市議会だよりとともに各ご家庭に市民アンケートを配布しています。返信の封筒で、毎日数十通から多い時には100通を超えるほどの回答が寄せられ、「保険証がない。助けてほしい」「生活できない。相談に来てほしい」など、今の政治に対する様々な思いや悩みが書き綴られています。アンケートをみて、もつとも気になることは、「暮らしがよくなりましたか?」との問いに、「8割から9割の方が『悪くなった』と答えていることです。その理由の大半が、年金や収入が減ったことや仕事がなくなったなど雇用に関わることでした。国民の所得が減少する一方で、大企業の貯め込んだ内部留保はこの不景気にもかかわらず増えています。にもかかわらず新政権では、消費税増税と大企業減税のさらなる推進が話題になっています。幸山市長や菅新総理にも、震えるような文字で生活の実態を書き綴った市民の声をぜひ見てほしいと強く思います。生活現場の生の声に寄り添う政治こそ求められている。こうした思いを持ちながら、参院選に向けた決意を新たにしているところです。

国保・非自発的失業者の減免が拡充

・・・給与所得を「前年の30%」として算定し、軽減・・・

【非自発的失業者軽減】

2010年4月より、非自発的失業者（自己都合でない離職）の国民健康保険料が軽減されます。

- ・ 算定基礎となる所得(前年所得)を、実際の所得の30%として保険料を算定します。

この軽減は、「非自発的失業」であることの証明が必要となるので、実際は会社都合による退職でも、「自己都合」退職として扱われている場合は、軽減の対象となりません。

保健福祉委員会では、上野議員が、「非自発的失業」でありながら「自己都合」離職として扱われている場合も多いことから、現実に応じた対応をするよう求めました。

＊申し込み・問合せは、
熊本市役所 国民健康保険課
Tel 328-2265
＊ 申し込みに必要なもの
雇用保険受給資格者証
国民健康保険証

「非自発的失業者減免」の対象とならない場合は、これまで熊本市が実施してきた「所得激減減免」の対象となります。

その他、委員会では、

- ① 減免制度の拡充だけでなく、保険料そのものを引き下げること
- ② 「払えるのに払わないということが証明できない場合」は、資格証明書を発行しないなど、機械的な制裁措置をやめること
- ③ 子どもには、1年間の一般保険証を出すこと
- ④ 国保法第44条に基づく医療費減免の推進・・・などを求めました。

これまでの熊本市の

【所得激減による減免】

- ・ 失職(会社都合)・事業の休廃業・疾病等で、前年所得に対し当該年所得が3分の1以上減少の場合
＊ 「自己都合」の離職であっても、実際には「会社都合」であれば減免対象となります。
- ・ 所得割額の30～100%を減免

6月議会に出された市民からの請願・陳情

【国民健康保険料の値下げと制度の改善を求める請願】

(熊本民主商工会)

【最低保障年金制度の実現を求める意見書提出に関する請願】

(年金組合熊本支部)

【後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出に関する請願】

(年金組合熊本支部)

【所得税法56条の廃止を求める意見書提出に関する請願】

(熊本民商婦人部)

【消費税増税に反対する意見書の提出に関する請願】

(消費税をなくす熊本の会)

【認可外保育園の待遇改善に関する要望書】

(熊本県認可外保育施設連絡会)

【合併特例区の区長・協議会委員報酬減額を求める陳情】 4件

(合併特例区の高額報酬をただす会(2件)

オンブズマン植木・熊本市政をただす会(城南)

【政令市移行後の区役所・保健福祉センター等に関する陳情】 3件

(「政令市区割りを考える会」武蔵、日本共産党清水支部
くまもと健康友の会)

【熊本市営自転車等駐輪場の有料化の中止を求める陳情】

(日本民主青年同盟熊本県委員会)

【介護保険制度の見直しと充実を求める陳情書】

(熊本民主医療機関連合会)

【特定健診自己負担の無料化など市民の健康を守る制度の充実を求める陳情】

(くまもと・北部・南西部の健康友の会)